

千歳市半導体情報ウェブサイト作成業務に係る公募型プロポーザル実施要領

千歳市半導体情報ウェブサイト作成業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

ラピダス社の本市立地表明以降、千歳市におけるラピダス社の事業内容等に対して、本市市民はもとより全国から注目が集まっており、市ホームページにおける検索キーワードランキングでも「ラピダス」や「半導体」が上位に入るなど、非常に関心が高まっている。

一方で、本件に関する市ホームページ上での情報発信については、必要に応じて個別に記事を作成しているが、市民や事業者からは、トップページからの階層が深く見つけにくい、情報が個ページに分散してまとまっておらず分かりにくいとの意見が寄せられている。

そこで、本市におけるラピダス社の事業内容をはじめとした半導体関連情報を一元化したウェブサイトを新たに開設し、市民や事業者に対する適切な情報発信を図る。

第2 業務概要

1 業務名

千歳市半導体情報ウェブサイト作成業務

2 業務内容

(1) 概要

委託業務の範囲は、次のとおりとする。

ア トップページ、各コンテンツページのデザイン企画、制作

イ 半導体の基本的な情報に関する記事の作成

ウ レンタルサーバの取得及び環境設計

エ CMSの導入・構築

オ 検索エンジン最適化（SEO対策）

カ ドメインの取得

キ 操作マニュアルの作成

ク システム運用・サーバ保守

(2) ウェブサイトの基本設計事項

ア ウェブサイトのデザインは、利用者が求める情報に辿り着きやすいよう配慮するとともに、本市の半導体関連情報を効果的に発信できるものとする。

- イ ウェブサイトの初期構成は別に示すサイトマップを参考とし、総ページ数を20ページ前後とする。
- ウ 各種OS（Windows10、11、Mac X、Android、iOS）や各種ブラウザ（Microsoft Edge、Google Chrome、Mozilla Firefox、Safari）に対応し動作環境を保証すること。
- エ レスポンシブルデザインを構築すること。
- オ ウェブアクセシビリティに配慮した構成、デザインとすること（JIS X 8341-3:2016に配慮すること）。
- カ アクセス解析や流入経路、滞在時間等が管理画面で測定できるようにすること。
- キ ウェブサイトは365日24時間稼働を行うこと。ただし、何らかの原因により停止する場合は委託者へ事前連絡のうえ、対応を協議すること。
- ク 業務期間終了後のコンテンツ追加を考慮した設計とすること。

4 履行期間 契約締結の日から令和6年3月29日まで

5 見積価格上限額等

この業務に係る見積価格上限額は2,140,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を予定していることから、業務委託料の積算にあつては、見積価格上限額の範囲内とすること。

第3 担当部署

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地

千歳市企画部次世代半導体拠点推進室総務課振興係（市役所本庁舎 4階）

電話 0123-24-0285（ダイヤルイン）

F A X 0123-22-8854

E-mail cast@city.chitose.lg.jp

第4 参加資格要件

本業務に係る公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、千歳市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成14年12月18日千歳市長決裁）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事

再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (4) 千歳市暴力団排除条例（平成26年千歳市条例第1号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書を提出しなければならない。

なお、提出期限までに参加表明書を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 参加希望者が令和3・4・5・6年度千歳市競争入札参加資格者名簿に登録がない者の場合は、次の書類

- ① 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本・取得から3か月以内のもの）
- ② 商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本・取得から3か月以内のもの）
- ③ 商号登記していない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
- ④ 直近年度の財務諸表（法人及び個人）
- ⑤ 法人にあつては、直近年度の国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）及び千歳市税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
- ⑥ 個人にあつては、直近年度の国税（所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税）及び千歳市税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

(2) 提出期限 令和5年11月9日（木）午後5時 ※郵送の場合は必着

(3) 提出場所 第3に同じ。

(4) 提出方法 持参又は郵送（書留又は簡易書留）によること。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出依頼

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和5年11月13日（月）までに次に掲げる事項を記載した参加資格要件確認結果通知書を通知する。

併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を依頼する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を依頼する旨

- イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨
- (2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。
- ア 提出期間 令和5年11月20日（月）までの土日祝日を除く、午前8時45分から午後5時15分まで ※郵送の場合は必着
- イ 提出場所 第3に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送（書留又は簡易書留）によること。
- (3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和5年11月22日（水）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第6 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を依頼された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること。

(1) ウェブサイトのコンセプトについて

仕様書に記載している目的や基本設計事項を考慮し、どのようなコンセプトのウェブサイトとするかについて明示すること。

(2) ウェブサイト運用設計・構築・デザイン制作について

仕様書に記載している要件を満たすことがわかる内容とするとともに、目的や基本設計事項を考慮し、サイト全体の基本構成、掲載項目等について記載すること。また、各階層ページの具体的なデザイン案を記載すること。

(3) その他の事項について

上記以外の事項について、仕様書に記載している要件を満たすことがわかる内容とする。

(4) 独自提案事項

提案者が上記以外の事項で、必要、効果的と考える事項があれば提案すること。

2 企画提案書の書式

企画提案の提出は、企画提案書提出届（様式2）に次の書類を添付して行うこと。なお、いずれも様式は任意とする。

(1) 企画提案書

第6の1に定める提案内容が具体的に分かるよう作成すること。用紙の規格はA4版とし、片面印刷とする。

(2) 会社概要

設立年や資本金、従業員数のほか、地方自治体等からのホームページ制作業務

の受注実績等について記載すること。

(3) 実施工程表

業務実施のスケジュール案を記載すること。

(4) 総括責任者及び業務担当者調書

本業務を実際に担当する「総括責任者」及び「業務担当者（複数名の場合は全員分）」の所属、氏名、役職、経験年数のほか、個人ごとの主な業務実績等について記載すること。

(5) 業務に係る事業費積算内訳

消費税及び地方消費税を含む金額で作成すること。

また、業務ごとの積算内訳が確認できるよう作成すること。

3 提出方法等

(1) 提出期限 令和5年11月24日（金）午後5時 ※郵送の場合は必着

(2) 提出場所 第3に同じ。

(3) 提出方法 持参又は郵送（書留又は簡易書留）によること。

(4) 提出部数 企画提案書提出届 1部
その他の書類 8部

4 企画提案書等の著作権等の取扱い

(1) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するが、本業務に伴い生じた著作権等の権利及び物件があるときは、市に帰属すること。

(2) 市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

(3) 提出された企画提案書は、千歳市情報公開条例（平成5年千歳市条例第14号）の規定により、個人情報、法人情報等で非公開とされる情報を除き、情報公開の対象となること。

第7 質疑応答等

(1) 参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合は、次のとおり質疑応答書により提出すること。

ア 提出書類 質疑応答書（様式3）

イ 提出期間 令和5年11月20日（月）午後5時まで

ウ 提出場所 第3に同じ。

エ 提出方法 電話連絡の上、質疑応答書に記載されたメールアドレス宛に電子メールにより提出すること。（電話連絡は、イまでの土日祝日を除く、午前8時45分から午後5時15分まで）

- (2) (1)の質疑応答書は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、電子メールにより回答するものとする。また、千歳市ホームページ上に当該回答内容を公表する。

第8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 第4の参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第9 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査委員会の設置

企画提案の審査、評価及び候補者の特定を行うため、千歳市半導体情報ウェブサイト作成業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 ヒアリング等の実施

審査委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。なお、企画提案者が6者以上となった場合は、企画提案書の審査を事前に行い、審査委員会において選定された者についてのみヒアリング等を行う。

(1) 実施方法

- ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑15分の計35分とする。
- イ 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。
- ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて3名までとする。
- エ スクリーン及びプロジェクターは市が用意する。その他パソコン等プレゼンテーションに必要な機器は、企画提案者が用意すること。
- オ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

(2) 実施日時及び場所

第5で示した、企画提案書提出依頼時に併せて通知する。なお、企画提案者が6者以上となり、ヒアリング等を行う者を選定した場合には、別途、実施日時、実施場所及び選定結果を通知する。

3 評価項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の評価項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

- (1) 事業者に関する項目 (配点15)
- (2) 企画提案書、ヒアリング等に関する項目 (配点65)
- (3) 見積価格に関する項目 (配点20)

4 受注候補者の特定

審査委員会において、3に定める審査及び評価により、各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点の高い者を受注候補者として特定する。

この場合において、委員の評価点の合計が最も高い者が複数であるときは、審査委員会の合議により候補者を特定するものとする。

5 審査結果の通知

- (1) 受注候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受注候補者

イ 評価点数

ウ 受注候補者にあつては、今後の契約手続の旨

エ 受注候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

- (2) 受注候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 (1)の通知があった日の翌日から5日以内までの土日祝日を除く、午前8時45分から午後5時15分まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留又は簡易書留）によること。

- (3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、書面を受け取った日の翌日から5日以内に説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 審査結果の公表

受注候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 受注候補者及び評価点数

- (2) 全ての企画提案者の評価点数（ただし、受注候補者以外の名称は秘匿とする。）

- (3) 受注候補者の特定理由

第10 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受注予定者と本業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

2 契約保証金

要する。ただし、千歳市契約規則（昭和39年千歳市規則第27号）第27条各号の規定に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払条件

後払いとする。

第11 その他

1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

3 提出された書類は、返還しない。

4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

5 再委託の禁止

本業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることは認めない。また、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により市の承諾を得なければならない。

6 物品の調達や再委託が必要な場合は、市内企業を活用するなど、地域への人的・物的貢献に努めること。

第12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	令和5年10月20日（金）から令和5年11月9日（木）まで
参加資格要件確認結果通知及び企画提案書提出依頼	令和5年11月13日（月）
質問書の受付	令和5年10月20日（金）から令和5年11月20日（月）まで なお、質問の回答は随時行う
企画提案書の提出	企画提案書提出依頼日から令和5年11月24日（金）まで
ヒアリング等	令和5年11月29日（水）予定 （企画提案書提出依頼時に通知）
企画提案書審査結果の通知	令和5年12月上旬予定
契約締結	令和5年12月中旬予定